

軽自動車検査協会

事務所（支所・分室）長 殿

願出者

住 所

連絡先

軽自動車検査ファイル照会願出書

下記の検査記録事項について財産の保護のため必要ですので、必要書類を添えて照会します。
なお、提供のあった情報は、目的以外に使用しません。

記

車両番号又は車台番号	放置（迷惑駐車）期間 年 月 日から 日間
【放置（迷惑駐車）されている地番】 ※住居表示ではなく、登記簿上の地番を記載してください。 市・区・町・村	
【目的（照会理由）】 _____ _____ _____	
【照会事項】 ※下記□にレ点を付してください。 <input type="checkbox"/> 使用者及び所有者の氏名・住所	

※必ず裏面【ご提出頂く書類】をご確認ください。

以下、軽自動車検査協会記載欄 ※願出者は記載しないでください。

②本人確認書面	<input type="checkbox"/> 個人番号カード / <input type="checkbox"/> 運転免許証 / <input type="checkbox"/> その他 ※被雇用者である事を確認できる書面【 <input type="checkbox"/> 法人等発行の身分証明書 / <input type="checkbox"/> 名刺等】			
③登記簿謄本等	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本等 ※土地所有者との関係証明【 <input type="checkbox"/> 契約書等 <input type="checkbox"/> 委任状 】			
④⑤車両の写真及び証明	<input type="checkbox"/> 車両写真	<input type="checkbox"/> 周辺写真	<input type="checkbox"/> 状況確認ができる写真等	<input type="checkbox"/> 利用約款等
⑥住所地の見取り図	<input type="checkbox"/> 住所地図 <input type="checkbox"/> 場所の明記			
決 裁	提供年月日	管理者	担当者	<input type="checkbox"/> 非承認

※照会のためにご提出頂く書類（次の①～⑥全て） （第1号様式 裏面）

- ① 本紙「軽自動車検査ファイル照会願出書」（表面について、記載漏れがないかご確認ください）。
 - ※ 同一の土地に複数台の放置車両等がある場合は、本紙及び②～⑥の重複する提出書類は1通のみ提出してください。
- ② 願出者（窓口来所者）の本人確認書面の原本及びコピー（個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書）
 - ※ 願出者が、願出に係る法人等の被雇用者である場合、別途、当該法人等発行の身分証明書の原本及びコピーを提出してください。
なお、当該法人等発行の身分証明書が無い場合は、被雇用者である事を確認できる書面として法人等発行の名刺等を提出してください。
 - ※ 原本については、コピーと照合のうえ返却致します。コピーは、個人情報保護法に基づき情報提供した相手方の記録として軽自動車検査協会において適切に管理します。
- ③ 土地所有者を証明するものとして登記簿謄本（登記事項証明書）の原本又はコピー、登記済証（権利証）一、登記識別情報通知のコピーのいずれか（以下「登記簿謄本等」という。）
 - ※ オンライン画面で登記情報を確認できる「登記情報提供サービス」から出力した書面や登記事項要約書は、登記官の認証文や登記官印が無く法的な証明力が無いものとされているため、証明書として取り扱うことができませんので、必ず登記簿謄本等を提出してください。
 - ※ 願出者が、土地所有者と土地の管理契約等を締結している者、若しくはその被雇用者の場合は、別途、土地所有者との関係を証明できるもの（土地所有者との契約書等のコピー）を提出してください。
 - ※ 願出者が、土地所有者から委任されている場合は、別途、委任状（協会様式（第7号様式）によるもの、又は同等の内容が記載されたもの）を提出してください。
また、土地の管理契約等を締結している者から委任を受けている場合は、当該管理契約者の委任状及び土地所有者と当該管理契約者の関係を証明できるものを提出してください。
- ④ 放置・迷惑駐車車両（車両番号又は車台番号が確認できるもの）が写っていて、近隣構造物との位置関係が確認できる写真（⑥と整合できる写真）
 - ※ 車両番号又は車台番号のみを接写した写真だけでは不可とします。
 - ※ データ（デジタルカメラ画面を示す等）の提出には応じられませんので、現像又は印刷したものを提出してください。
- ⑤ 放置又は迷惑駐車であることを証明できるもの
 - ※ 放置・迷惑駐車の状態確認ができるものを提出してください。（複数枚の日付入りの写真等）
 - ※ 時間貸駐車場にあっては、利用約款等が確認できるものを提出してください。（掲示看板の写真等）
- ⑥ 軽自動車が放置・迷惑駐車されている住所地の見取り図
 - ※ 書籍のコピーやインターネットから出力した地図等上に、場所を明記（しるしを付す）してください。
なお、手書きの地図のみは不可とします。

(注) 軽自動車検査ファイルの全てを提供するものではありません。また、提出書類が整っている場合であっても、即時回答できない場合や車両情報の一切について回答しない場合があります。

回答しない場合にあつては、提出された書類（願出書（第1号様式）を除く。）の返却について確認させていただきます。返却を希望される場合は、願出書を提出した軽自動車検査協会事務所等の窓口において返却いたします（郵送による返却には応じられません）。